

※個人の住所・氏名及び民間会社に係る名称部分並びに頁番号を除き原文から掲載

越谷市職員措置請求書

令和 5 年 8 月 2 3 日

越谷市監査委員 様

請求者

第 1

- 1 地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により、市長及び下記請求対象職員が「一般社団法人越谷市観光協会」（以下観光協会と呼ぶ）に「行政財産使用許可書」（資料 1）を発出しているが、本件団体は「法令違反」、「条例違反」、「規則違反」、「目的外使用許可違反」が行われている。本件違法行為が行われている事に周知しているにも拘わらず、使用許可を取り消すなく看過している。

「地方自治法第 2 4 2 条」及び「憲法第 9 4 条」「財産の管理を怠る事実」に基づき本件事案を放置した市長及び職員に対し、越谷市に与えた損害の支払いを命じる勧告を求める。

- 2 本件は、越谷市長、及び職員の連帯責任に係わる重大な事案であるので、地方自治法第 2 5 2 条の 4 3 第 1 項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

第 2

1 請求の要旨

- (1) 令和 5 年（2 0 2 3 年）3 月 6 日付越経 1 7 9 5－1 号「行政財産使用許可書」（資料 1）の取り消し通知」の発布請求。
- (2) 令和 5 年（2 0 2 3 年）3 月 6 日付越経 1 7 9 5－3 号交付「越谷市行政財産使用料減免承認書」（資料 2）の取り消し通知」の発布請求。
- (3) 令和 5 年（2 0 2 3 年）4 月 1 日付越経第 9 7 号「一般社団法人越谷市観光協会補助金交付決定通知書」（資料 3）の「取消し通知」の発布請求。

2 対象物件

- | | | | |
|---------|--------------------|------------------------------|--|
| (1) 種類 | 土地 | | |
| (2) 所在地 | ①レイクタウン四丁目 1－3 の一部 | 1 0 3 . 5 m ² | |
| | ②レイクタウン四丁目 1－4 の一部 | 3 9 1 8 . 8 2 m ² | |
| | ③レイクタウン四丁目 1－5 | 2 4 0 . 2 8 m ² | |
| | ④レイクタウン四丁目 1－6 の一部 | 5 3 8 . 2 5 m ² | |

(3) 数量 4 8 0 0 . 8 5 m²

3 職員措置請求対象職員(資料3-2越経第97号補助金決定起案者及び決済者)

経済環境部	部長
経済振興課	課長
経済振興課	調整幹
地域産業推進室	室長
地方債担当	主事
行財政部	部長
財政課	課長
財政課	調整幹
財政課	副課長
経済振興課	主幹
地方債担当	主事
市長部局	副市長
以上12名	

第3 勧告請求の趣旨

- 1 地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定している。
- 2 「地方自治法違反」、「越谷市財産規則違反」、「越谷市自治基本条例違反」、「越谷市行政財産使用許可違反」を行っている観光協会は、「公益上必要がある団体」とは認められない。しかしこれらの違反を看過容認している。これは「越谷市行政」の不作为行為である。
- 3 法令違反を犯してる団体に「公金の賦課」は認められるべきではないので、金66,000,000円及び、行政財産使用料減免金額30,057,875円の合計96,057,875円の取り止め、これを行わない場合、補填の請求する。
市長と上記職員12名の損害金の補填額の配分は市長の裁量によるものとする。

第4 「憲法違反」「地方自治法違反」「越谷市財産規則違反」「越谷市自治基本条例違反」「越谷市行政財産使用許可違反」である具体的根拠理由を記述する。

1 令和5年3月6日付、「一般社団法人越谷市観光協会代表理事」に行政財産使用許可書（資料1）を交付している。

- (1) 地方自治法第二百三十八条の四第7項「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」とある。
- (2) 令和3年3月29日付、越谷市保健所は、「株式会社A」（以下「A」と呼ぶ）に対し、飲食店営業許可書「自動車による営業に限る」（資料4）を交付している。
- (3) 営業許可場所は「市内一円」である。しかし、本件の自動車による営業場所は「越谷市レイクタウン4-1-4」（資料5-4）であり、一人4,800円でアルコール付き飲み放題である。同場所は、「越谷市行政財産」であり一民間企業の酒類販売の「営利目的」に利用される場所ではない。
- (4) 越谷市行政財産を越谷市の許可（資料13-2）もなく占有し、平然とBBQ事業を行い、同土地を無償で利用している。これにより、観光協会の売り上げとして、コロナ禍前平成30年度は、年間30,618,745円の売り上げがある。（資料6-科目8段目樹）
- (5) 観光協会は、行政財産の土地を越谷市から無償で使用許可を受けて、「A」に無許可でバーベキュー（以下「BBQ」と呼ぶ）営業を行わせ、コロナ禍前は年間3000万円以上の収益を得ている。（資料6）
越谷市の公有財産を無償利用し、BBQ客が利用するトイレ、水道代、電気代、資材、酒類や食器を置いている倉庫等、敷地、建物の維持、管理経費は全て、越谷市民の税金から拠出されている。しかし、収益は越谷市へは一銭も納入されていない。
- (6) 本年7月5日付 申請人宛に送達された越谷市長（資料7）の手紙には、10行目「次に6月5日付け指摘のありました、トレーラーハウスについては、観光協会からBBQ事業を受託する事業者が、飲食店営業並びに食肉販売業、魚介販売業及び食料品販売業の市内一円で営業許可を取得しております。」との記述である。
- (7) 「資料7-11行目「観光協会からバーベキュー事業を受託する事業者」（以下BBQと呼ぶ）とあるが、前述(5)により、BBQ事業は「A」であり「市内一円」での「営業許可」しか認められていない。
- (8) 「市内一円」とは、「自動車利用による食品の移動販売に関する取扱要領について、厚生省環境衛生局通知」の移動販売営業（資料8）によると「第二対象販売施設を設けて出店予定地を巡回販売する形態のものを対象とする。」とある。本件場所には、「トレーラーハウス」が一日中固定占有している。「市内一円での営業」は一切行っていない。

(9) 地方自治法第二百四十四条「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。」とある。「資料１４－写真１０」の通り、「越谷市行政財産」を許可もなく「立入禁止」の看板を設置し住民の施設利用を拒ませている。

「A」が「越谷市行政財産」を占有し、酒販売を伴う飲食店経営（資料５）を行い、「食品衛生法」の許可条件違反「自動車」による「市内一円」の移動販売（資料４）の法律違反を行っているにも拘わらず、中止させることなく、法令違反を行わせている事実は、「憲法第９４条」、及び、「地方自治第２４２条「財産の管理を怠る事実」に該当する。

4 本件、「越谷市職員監査請求」を提出する前に、令和５年６月２日付けで越谷市市議会議長に「陳情書」（資料９）を提出している。

(1) 「資料９」は、越谷市市議会議員の方々に違法行為を周知して貰うために、理解し易く簡単に事実概要を纏めたものである。中段の表は、「越谷市のホームページ」に掲載していたものを転載した。これによると営業所在地は「市内一円」であり、越谷市レイクタウン４－１－４の所在は何処にも記載がない。

(2) 営業所在地の届け出がない場所において、車両の前方に衝立（資料９－２写真４葉）を設置して、周囲を囲繞し、故意的に車両を固定し「市内一円」には移動出来ない状態にして公然と営業している。

(3) 本件許可車両の保管場所は黒塗りされており不明である（資料４）。仮に、保管場所が、「越谷市レイクタウン４－１－４」であるならば、私権の設定を禁止している行政財産上に私権を設定している事になり「不法占拠」である。越谷市長の職権で、自ら調査し、明確にして透明性を図って頂きたい。市長が出来ないなら、監査委員に必要な措置を講ずべきことを請求する。

(4) 「移動販売車」とは、冷蔵庫、原材料（酒を含む）の保管設備廃棄物容器、手洗い場等設置し、車両での中で完結することである（資料１０）しかし、本件行為は、移動車両販売として越権行為であり、「自動車営業」は、当初から行う意思はないものと言える。

5 「厚生省環境衛生局長」が「都道府県知事」に宛てた通知、「自動車による食品の移動販売に関する取扱い要領について」（資料８）の１６行目では「販売予定地を設けて出店予定地を巡回販売する形態のもの」と明記している。

(1) 「営業許可書」（資料４）「許可の条件」には「自動車による営業に限る、使い捨て食器の使用に限る」とある。「資料９」の中段に営業所在地は「市内一円」とあり、「越谷市行政財産」である「レイクタウン四丁目１－４」の」は、営業許可条件（資料９）は一切ない。法令違反を伴う私契約は、公助良裕違反であり、

民法第90条により、社会的妥当性に欠け、法的有効性は無く無効となる。本件行為は地方自治法第238条の4違反、食品衛生法第82条違反及び「埼玉県食品衛生に関する条例施行規則」（資料11）違反である。

第4 越谷市火災予防条例違反

1 本件飲食店は、越谷市に無許可で造作したウッドデッキに人工芝を貼り簡易テーブルを置き、行政財産上の土地を客席として用いる。（資料14写真③⑧）

- (1) 越谷市火災予防条例第18条（5）にはコンロは不燃性の床上又は台上で使用する事とある。（資料15）そして、固体燃料の火気器具にはBBQコンロ（資料15-2）の距離を「側方30cm」とある（資料15-③）しかし、コンロを人工芝の上に密接に近づけ置いてある。（資料14-写真⑤）越谷市火災予防消防条例（資料15）違反であり、事実、人工芝には至る所に黒焦げた跡がある、（資料14-写真③）火災の原因にも成りかねない。
- (2) 「埼玉県食品衛生に関する条例施行規則」（資料11-5）第二「自動車を利用して行う営業施設」一共通基準A構造5貯蔵設備等（1）食品、添加物、器具及び食器包装等を衛生的に保存する事の専用の設備あること。」とある。しかし、本件車両は、食品衛生法による「自動車による営業に限る」（資料④）から逸脱したBBQ営業を行っているので、顧客に提供する量の保管する貯蔵設備等は備えられてはいない。また、食器は、「水辺の街づくり館」に設置されている水道水で洗浄し、繰り返し使用している。同施行規則違反でもある
- (3) 「営業許可書」（資料4）の許可条件には「自動車営業に限る、使い捨て食器に限る」とあるが（資料14-写真⑨）食の安全に関して法令を軽んじている。食品衛生法第82条違反（第五十五条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。）が適用される犯罪行為である。
- (4) 同土地の使用料金は、金30,0057,875円（資料2）である。しかし、使用料は全額免除（資料2）されている。使用料を一切越谷市へは支払っていない。
法令違反、条例違反、規則違反を反復継続し行っている「観光協会」に利用料を全額免除する理由は見当たらない。

3 キッチンカーとして、自動車による「市内一円」（資料4）の営業承認しているであり、「越谷市行政財産」の土地上で、火気を使用し、客席を設け「2時間酒飲み放題」一人4,800円のBBQ営業（資料5-2）をすること自体、許可条件にはない。許可条件にない事は、速やかに辞めさせるべき立場でありながら反対に、補助金を交付し、行政財産使用料減免措置（資料2）も講じている。これを見ると、越谷市行政は観光協会に、便宜供与を図り、癒着関係にあると言わざるを得ない。

5 行政財産使用許可書（資料 2）第 6 条第 2 項「使用者は、使用財産を他の者に使用させてはならない」とある。

(1) 観光協会の営業時間は午後 5 時までであるが、「A」は午後 9 時迄営業（資料 5－4 頁）をしている。営業終了時間まで、観光協会の従業員は所在しているのか、調査されたい。

(2) 観光協会は、毎週水曜日が定休日である。しかし、水曜日も、「A」の営業は行っている。本件行政財産の土地の入り口に設置している門は開いている誰が開閉しているのか調査されたい。

(3) 観光協会の定休日である水曜も、「水辺の街づくり館」のトイレは開放されている。「資料 5－4 頁」に記載されている「店名」の営業場所は、越谷市行政財産の場所である。仮に、観光協会が、水辺の街づくり館のトイレに通ずる扉の鍵を「A」従業員に預け、従業員が開閉するのであれば、観光協会は「他の者」の使用させている事になる。

(5) 上記理由により、使用許可条件第 7 条第 2 項「他の者に使用させてはならない。」（資料 1）とあるが前記が事実なら「A」に転用している事になる。

これが事実なら、第 9 条（2）「越谷市財産規則の規定に違反した時」に当たり第 9 条「使用許可を取り消すものとする」とあるので、速やかに「取り消し通知」の発出をされたい。

6 越経第 1 7 9 5－1 号令和 5 年（2 0 2 3 年 3 月 6 日）（資料 2）付越谷市長は観光協会代表理事に対して、「行政財産使用許可書」を交付しているが、本許可書第 7 条「使用者は使用財産の現状を変更し、又はこれに工作物を加えてはならない。」と条件が明記されている。また、越谷市の行政ルールとして次の規則がある。

○越谷市財産規則第 2 3 条

「使用者は、行政財産の現状を変更し、又は工作を加えようとするときは、行政財産現状変更申請書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。」と規則が設けられている。

7 越谷市情報公開条例第 1 1 条に基づき、同行政財産に現状を変更し工作が行われているので、令和 5 年 6 月 5 日付申請人は「行政財産現状変更承認書」を公文書公開請求した。

(1) 令和 5 年（2 0 2 3 年）6 月 1 9 日付（資料 1 2－越経第 2 4 9 号）「公文書非公開決定通知」の回答があった。公開しない理由として「■文書不存在」であった。そして「当該文書は当初から作成していないため存在しない。」と言う回答である。次のア～カ迄の全部で 6 件の「現状変更承認」は、承認されていない事が判明した。

- ア)「分電盤」が設置しているが、造作の承認はされていない。(資料14写真①)
- イ) 行政用地内、調節池側にテントが設営されておるが、土の中に杭を打ち込み、ウッドデッキを工作し、人工芝を敷き、テントを固定し造作物を設営しているが、これも承認されていない。(資料14写真②)
- ウ) 行政財産内に、キッチンカーの横に衝立を立て、同車両を移動出来ない様固定させている。衝立の工作も現状変更承認はされていない。(資料14写真③)
- エ) 行政財産内に鉄パイプを設置し屋根を工作しているが、現状変更承認を得ていない。(資料14写真④)
- オ) 行政財産内にゴミ箱を設置している。このゴミ箱はネズミの巣と化し大量に生息している。このゴミ箱設置も承認されていない。(資料14写真⑤)
- カ) 行政財産上にウッドデッキを工作し、人工芝を敷き、テントを設置し、杭を打ち込み工作(資料14-②)しているが、現状変更の承認はされていない。
- (2) 上記6件、全ての項目に関して「行政財産現状変更承認はしていない。」と言う事実が判明した。観光協会は、越谷市長の承認も受けず、工作や造作を行っている。越谷市財産規則第23条違反である。同規則第24条「規定に違反した時に当たる。」従って同条第2項により「使用許可取消し通知」の発令を越谷市長は規則に従い発出しなければならない事案である。

8 「資料7-2行目」「トレーラーハウス及びゴミ置き場については、目的外使用の許可の手続きを経て」と記述されているが、「資料13越経第596号」公文書非公開決定通知によると、「文書は、当初から取得、又は作成されていない。」との回答である。「A」は「行政財産使用許可」の手続きを経ていない。(資料13) 使用許可の手続きは経ていないので、越谷市長は、虚をついていると言う事になる。本件行為は、法令違反を加担している若しくは助長しているものである。憲法第94条に保証する「財産の管理」「事務の処理」「行政執行の権能」が果たされていない。

- (2) 地方自治法第238の4の規定により「許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。」とあり、市長は、本件行為に対し、法令違反により観光協会への行政財産使用許可を取り消すべきである。

第5 目的外使用許可

1 地方自治法における「目的外使用許可」の裁量について判例では、次の様に言及している。

- (1) 地方自治法238条4項にいう行政財産は、当該地方公共団体の「公用に供すること」を目的とするものである。

公共用財産としての用途、目的、目的外使用の態様などを考慮し、地域の実情に即し、合理的な判断により、使用許可もしない事は出来る。目的外使用許可に関しても、裁量権の逸脱、濫用があると認められる場合、取り消され得る。

重視すべきでない事項を重視し、他方、当然考慮すべき事項を十分考慮せず、職員は、違法行為をするにつき故意又は重大な過失があり、その結果、社会通念上、著しく妥当性を欠いたもの」と指摘する。結果「公益のために使用する場合」に該当せず、使用料を免除したことは、その判断を誤り、市に使用料相当額の損害を被らせたものではある。

その裁量権の行使が逸脱・濫用に当たるか否かにおいては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の逸脱・濫用として違法となるとすべきものと解するのが相当である。

（最高裁平成18年2月7日第三小法廷判決・民集60巻2号401頁参

- (2) 補助金が他用途に使用された場合についてみると、当該用途について、補助金交付決定等の手続を通じて、その当否についての判断は行われていないから、公益に反することが明らかである以上、このような場合、上記状況を容認することが合理的な事由、あるいは、補助金の返還を求めることが交付先の資料等に照らして期待できない事由などの補助金の返還を請求しないことを相当とする特段の事由が存在しない限りは、市長は、その返還を求めるべき責務があり、返還請求を行わないことについて裁量はないと解するのが相当である。よって、補助金交付決定の取消決定が行われていない時点においても、他用途に使用された場合に合理的な理由なく補助金の返還を求めないことは、補助金交付決定の取消しを行わないことを含めて、地方自治法242条1項所定の「財産」に属する補助金返還請求権の管理を怠る行為に該当する。

（控訴審大阪高裁昭59.5.31行裁例集35.5.679※）

- (3) 上記判例を、本件に照らし合わせると、本件は、地方自治法第238条4項の違法行為は明白であり、裁量権の逸脱、濫用にあたり、判例違反であり、公有財産の目的外使用許可を取り消さなければならない。

第6 越谷市火災予防条例

- 1 BQQ木炭を炭火に火気を使用するにつき、「越谷市火災予防条例」（資料15）の定めがある。

- (1) 同火災予防条例第18条

第5項 不燃性の床上又は台上で使用する事。

第9項 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しない事。

「資料14-④上部」には、みだりに置いてある。明らかに「越谷市火災予防条例第18条」違反である。

- (2) 本件行政財産上の土地に、「ウッドデッキ」を未承認で造作し、民間会社「(株)A」の、営利目的によるBBQ事業で利用している客席の上に張られた人工芝も、不燃性の床上ではなく、至る所に炭火で焼けた黒い焦げがある。(資料14-⑤)

羈束行為として定められた「越谷市火災予防条例」第3条及び第18条違反であるので、BBQ営業を即刻辞めさせるよう、営業中止命令の発布を求める。

- (3) 「越谷市財産規則未承認」のウッドデッキ上に置かれたBBQコンロからの炭火による焼き肉の煙は、遊歩道も一面真っ白になり、煙と焼き肉の匂いが漂っている。

この煙は、工作されたBBQウッドデッキ(資料14-②)に接続する遊歩道を歩く通行人の衣服にも染み込み、多大な迷惑を及ぼしている。

本件場所は、越谷市景観条例(資料17)の中にあるエリアであり、BBQの煙は公害となっている。

第7 地方自治の本旨

- 1 地方自治体の本旨は、その執行運用するについて各種法令に照らし、整合性が取れたものでなければならない。

- (1) 「地方公務員法(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第三十二条「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」

- (2) 地方自治体の役割は、議会による自治体の運営方針の決定、各種税金の確認や督促、まちづくりの推進、社会福祉の提供など非常に多岐に渡るものである。地方自治体に属する職員は、地方公務員法に基づき、行為規範としての法令遵守を守る義務があり、職務遂行上遵守が要請される。

- (3) 公務員は、法律や行政判断を誠実に実行するのみで、末端の公務員が、個人や独自に法律の判断をしたり(本来司法の役割)、個人が運用指針を変えたり(行政の責任者、市長の役割)、法律の内容自体変えて(立法府である国会の役割)実行してはならない。

- (4) 地方公共団体は、各種の公の施設を設置するほか、公的扶助、社会福祉その他多様なサービス・給付を住民に対して行う義務が課されている。住民はこれらの

役務を平等に享受でき、地方公共団体は、その役務提供を公正かつ平等に行う義務を負う。主権者たる国民は、地方公共団体の住民である。

第8 地方自治法と越谷市自治基本条例

- 1 地方自治を統括するに付き「地方自治法」が制定され、次の条文がある。

第十五条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第二百三十二条の二 「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」

第二百三十八条の四 普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

- (2) 上記の通り、観光協会は越谷市行政に対して、公益上必要がある組織であるのか、再検証する必要がある。法令違反、条例違反、規則違反を行っている観光協会に減免申請を承認する必要性がある団体とは認められない。適正な対価を徴収すべきである。

- 2 市長の拝復（資料7）「目的外使用許可手続きを経て」（16行目）と記載があるが、「資料12-2」により手続きは経ていないのは明白である。本件は、越谷市自治基本条例第18条、第26条違反である。早急に全てを撤去させるべきである。

- 3 「資料7-13行目」「衛生管理について、適正に取り組んでいると聞いております。」とあるが、単に「聞いております。」で終結させるのは、他人事であり、首長としての職責の自覚が足りない。市長自ら現地に足を運び、事実調査し、違反を確認したなら、「行政財産」として公共的、公益的な目的に使用されていない事を確認したなら、本件違反を直ぐに、中止させるべきである。

- 4 令和元年7月に越谷市から「使用料の在り方に関する基本方針」（資料16）が発行されている。

これによると、11頁5「使用料の減額、免除の考え方」として、12頁には、7項目に亘り、減免事由が記載されている。ここに「受益者負担」の原則が挙げられている。これから照らし合わせても「A」に違法営業を行なわせている観光協会に対し、どこを見ても減免理由は見当たらない。減免根拠の説明も理由も記載がな

い。

当然に、行政財産使用許可書（資料２－５頁）の使用料金３０，０５７，８７５円は取り消さなければならい。これが為されない場合越谷市が補填の請求をする。

８ 越谷市自治基本条例

(１) 地方自治体の役割は、国やほかの地方自治体との役割分担の調整、議会による自治体の運営方針の決定、各種税金の確認や督促、まちづくりの推進、社会福祉の提供など非常に多岐に渡る義務がある。

(２) 越谷市自治基本条例では、市長権限、議会の役割が次の通り明記されている。

第１３条 議会は、市民の意見を代弁する合議制の意思決定機関であり、市政運営に関する監視および評価の充実に図り、公益の実現に努めます。

第１５条 市長は、本市を統轄し、代表する者として、公正かつ誠実に市政を執行し、市民の信託に応えます。

２ 市長は、この条例を遵守し、本市における自治を推進します。

第１６条 市職員は、法令等を遵守し、この条例の趣旨に則して公正に職務を遂行します。

２ 市職員は、市民のために働く者として、その能力の向上を図ります。

第１８条 市長等は、公正で公平な視点に立って、効率的で効果的かつ透明性のある市政運営を迅速に推進します。

２ 市長等は、多様な市民の要望を把握し、行政サービスの向上につなげ、市民福祉の増進に努めます。

３ 市長等は、市政に関する情報を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かりやすく、広くいきわたるよう努めます。

４ 市長等は、政策や施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において、その手続および経過、内容、効果を市民に分かりやすく説明します。

第２６条 市長等は、「基本構想」をはじめとする重要な計画等の策定にあたっては、あらかじめ計画案等を公表したうえで、市民から意見を募る手続きを行います。

とある。

９ 市民から信託された権能を深く自覚し、高い倫理的義務のもと常に公正かつ高潔な職務執行に努め、もって市政の健全な発展に資するため、この条例を遵守し、越谷市自治基本条例を守り、市民に対して、誠実に職務遂行する事が同条例に明文化されている。市長は、違法営業している「観光協会」及び「Ａ」に対し、便宜供与を図っているとしか思えない行為を直ぐに中止させるべきである。

また、便宜供与と疑われる額の高額な公金の支出や、「行政財産使用」の減免許可も取り消すべきである。。

第9 憲法違反による「財産権」の侵害行為

1 憲法第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

第2項「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。」とあり、行政財産の一時使用許可による利用権もここにいう「財産権」に含まれる。

2 憲法は国民の財産権を保証している。そして、地方自治法は行政法に規定される地方自治行政の逸脱行為、職務権限の越権行為を防止するための羈束行為を法令遵守のために設けられている。

3 憲法が保障する範囲には、行政財産は公共的、公益的な利用に付されなければならない、一民間会社の営利目的事業に、越谷市民の公有財産を不法に占有利用させているのは、明確に憲法第94違反の「その財産を管理し」を怠る事実該当する。

4 現行利用は観光協会及び「株式会社A」への便せん供与として温床を与えているものであると認める。

最高裁では、次の判決がある。「権限の不行使がその許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは違法性があるとするものである。(最判昭和57・1・19民集36巻1号19)

6 行政財産としての実効性を担保するためには、合理的な理由もなく、法令違反等を行っている団体への、公金の支出は取り止めるべきであり、適正かつ健全な財政運営を確保すべきである。

7 総務省が発出している「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(資料17)には「地方公共団体における内部統制の基本的枠組み」も記載されているので、良く理解して市政運営に努めるべきである。

越谷市は、地方自治法第284条により、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の県南東部6市1町の東部広域行政圏の指定を受けた中核市である。これにより、越谷市は、前記東部6市1町の経済、文化、産業、教育をけん引して行くための、他市、町の見本となる施策を構築して行く使命がある。

8 行政の目的

(1) 本件行政財産使用許可書2条「使用財産を観光、物産の振興、並びに地域の

賑わいと活性化の目的に使用しなければならない。」(資料2)とある。

同場所へ車で訪問した高齢住民が、公共駐車場にトレーラーが占有する事によって、駐車出来ない事もある。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」いわゆるバリアフリー法が制定されている。

- (2) BBQの煙は辺り一面に漂い異臭がする。通行人の着衣に染み込むと言う被害が発生している。本件場所は「越谷市景観計画」における越谷市環境保全地区(資料-18)でもある。ネズミも大量に発生している場所であり、大変不衛生な場所である。本件法令、条例、規則、違反しておきながら、違法BBQ事業を黙認している

第10 「取り消し」通知と「損害の補填」勧告を求める。

- 1 使用目的として行政財産使用許可書(資料1)に「観光・物産の振興並びに地域の賑わいと活性化」としてして挙げられている。しかし使用目的は、次に列挙する通りの行為がありこれに値するものではない。
- 2 観光協会は「地方自治法違反」「越谷市火災予防条例」「食品衛生法、HACCP」「埼玉県食品衛生に関する条例施行規則」「越谷市財産規則」「行政財産使用許可条件第6条(使用者責任)、第7条(使用上の制限)違反」「民法第90条の7件に上る違反が認められる。しかし、越谷市は野放図行為を放置している。「越谷市行政の不作為行為」である。

越谷市監査委員に対し、越谷市長に次の件の勧告を求める。

- (1) 「越谷市行政財産使用料減免承認」の取り消し、及び不当利得
- (2) 「行政財産使用許可」の取り消し
- (3) 「一般社団法人越谷市観光協会補助金交付決定通知」の取り消し
- (4) 上記3件を取り消されない場合、「越経第97号補助金決定起案者及び決済者」
(資料3-2)越谷市長職員12名、若しくは市長に対して、越谷市に与えた損失額の補填する事。

以上4件の請求を求める。

以上

添付資料(全てA4用紙)

1	行政財産使用許可書	5枚
2	越谷市行政財産使用料減免承認書	1枚
3	一般社団法人越谷市観光協会補助金交付決定書	3枚
4	営業許可書	1枚
5	越谷レイクタウンにある湖のほとりでバーベキュー	4枚
6	収支計算書	1枚

7	越谷市長 2023 年 7 月 5 日付 拝復 始まる文章	1 枚
8	自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について	2 枚
9	陳情書 越谷市市議会議員 様	3 枚
10	施設基準の要点(飲食店(自動車)の場合	2 枚
11	食品衛生に関する条例規則	7 枚
12	公文書非公開決定通知書 越経第 249 号	1 枚
13	公文書非公開決定通知書 越経第 596 号	1 枚
14	写真 12 葉	2 枚
15	越谷市火災予防条例	3 枚
16	使用料に関する基本方針 越谷市	10 枚
17	地方公共団体における内部統制制度の導入 ・ガイドライン	21 枚
18	越谷市景観計画	2 枚

以上 18 資料

※内容の掲載は略

※個人の氏名及び民間会社に係る名称部分並びに頁番号を除き原文から掲載

越経第 7 2 3 号

令和 5 年（2023 年）9 月 1 5 日

越谷市代表監査委員 様

越谷市長

弁 明 書

請求人が令和 5 年 8 月 2 3 日付けでなした住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、本弁明書を提出します。

記

1 弁明の趣旨（「請求の要旨」に対する答弁）について

「本件請求を棄却する。」との決定を求める。

2 「第 3 勧告請求の趣旨」から「第 1 0 「取り消し」通知と「損害の補填」勧告を求める。」までの認否

認否をするに当たって、項目番号に混乱があるが、本件請求書の項目番号をそのまま使用することとする。

（1） 第 3 の 1 は認める。

第 3 の 2 は否認ないし争う。

第 3 の 3 のうち、「法令違反を犯している団体」との主張は否認し、その余については全て否認ないし争う。なお、市は観光協会に対し「公金の賦課」はしていないことを付言する。

（2） 第 4 の 1 (1) から(4) までについては、特段争わない。

なお、「越谷市レイクタウン 4－1－4」は「市内一円」に含まれており、本件 B B Q 事業は、行政財産使用許可書第 2 条に定める「観光・物産の振興並びに地域の賑わいと活性化」を目的として実施されているものであることを念のため申し添える。

ちなみに、資料 6 は「平成 3 0 年度」ではなく、「平成 2 9 年度」、年間売上は「3 0, 6 1 8, 7 4 5 円」ではなく、「3 0, 6 1 8, 7 1 5 円」である。

第 4 の 1 (5) のうち、「コロナ禍前は年間 3 0 0 0 万円以上の収益を得ている。（資料 6）」は認め、その余は否認ないし争う。

なお、観光協会に収益を越谷市に納入する義務はない。

第4の1(6)は誤字を除き認める。

第4の1(7)のうち、「BBQ事業は「A」であり」は否認ないし争い、その余は認める。

第4の1(8)のうち、「本件場所には、「トレーラーハウス」が一日中固定占有している。」は認め、その余は否認ないし争う。なお、「自動車利用により」ではなく、「自動車により」、「厚生省環境衛生局通知」ではなく、「厚生省環境衛生局長通知」である。

第4の1(9)のうち、「地方自治法第二百四十四…拒ませている。」までは認め、その余は否認ないし争う。なお、本件施設は公の施設ではないことを申し添える。

第4の4前文は不知。

第4の4(1)のうち、「「資料9」…転載した。」は不知であり、その余は脱字を除き認める。

第4の4(2)は否認ないし争う。

第4の4(3)のうち、1文目は認め、2文目は否認ないし争い、その余は認否しない。

第4の4(4)のうち、「「移動販売車」…(資料10)」は不知、その余は否認する。なお、資料10に「移動販売車」の定義の記載はないと思われる。

第4の5前文は誤字を除き認める。

第4の5(1)のうち、「「営業許可書…一切ない。」は認め、その余は否認する。ただし、「レイクタウン四丁目1-4」の記載がないのは、「市内一円」での営業許可が認められているためであることを申し添える。

(3) 5頁における第4の1前文は否認ないし争う。

5頁における第4の1(1)のうち、「越谷市火災予防条例」の規定及び「至る所」であるかは別として「人工芝に黒焦げた跡がある」ことについては認め、その余は否認ないし争う。

5頁における第4の1(2)は否認ないし争う。なお、「A構造」ではなく、「B食品等の取扱設備」と思われる。

5頁における第4の1(3)のうち、「「営業許可書」(資料4)の許可条件には「自動車営業に限る、使い捨て食器に限る」とある」は認め、その余は否認する。

5頁における第4の1(4)のうち、「同土地の…支払っていない。」は認め、その余は否認ないし争う。なお、「金30,0057,875円」は「金30,057,875円」の誤りであることを指摘する。

5頁における第4の3のうち、「キッチンカーとして、自動車による「市内一円」(資料4)の営業承認しているのであり、」は認め、その余は否認ないし争う。

6 頁における第 4 の 5 前文は認める。ただし、「資料 2」は「資料 1」、「第 6 条第 2 項」は「第 7 条第 2 項」である。

6 頁における第 4 の 5 (1)のうち、「観光協会の営業時間は午後 5 時までであるが、「A」は午後 9 時迄営業（資料 5－4 頁）をしている。」は、「観光協会の営業時間」を「水辺のまちづくり館の開館時間」とし、「A」を「BBQ 事業の営業時間」としたうえで認める。

6 頁における第 4 の 5 (2)のうち、「観光協会は、毎週水曜日が定休日である。しかし、水曜日も、「A」の営業は行っている。」は、「Aの」を「BBQ 事業の」としたうえで認める。

6 頁における第 4 の 5 (3)のうち、「観光協会の…場所である。」は誤字を除き認め、その余は否認ないし争う。

6 頁における第 4 の 5 (5)は否認ないし争う。

6 頁における第 4 の 6 及び第 4 の 7 前文は認める。ただし、「(資料 2)」は、「(資料 1)」である。

6 頁における第 4 の 7 (1)のうち、「令和 5 年…回答である。」は認め、その余は否認ないし争う。

6 及び 7 頁における第 4 の 7 (1)ア) からカ) まで及び(2)は否認ないし争う。

7 頁における第 4 の 8 前文のうち、「資料 7－2 行目」…(資料 1 3))」は認め、その余は否認ないし争う。

7 頁における第 4 の 8 (2)のうち、「地方自治法第 2 3 8 条の 4 の規定…とあり、」は認め、その余は否認する。

(4) 第 5 の 1 (1)は判決文を引用している限りにおいて認める。

第 5 の 1 (2)は判決文を引用している限りにおいて認める。なお、引用されている判例の記載があっているのか疑義がある。

第 5 の 1 (3)は否認ないし争う。

(5) 第 6 の 1 (1)のうち、越谷市火災予防条例の引用の内容は誤字を除き認め、その余は否認する。

第 6 の 1 (2) 1 文目のうち、至る所かは別として人工芝に「黒い焦げがある」ことについては認め、その余は否認ないし争う。

第 6 の 1 (3)は否認ないし争う。なお、「(資料 1 7)」は「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」であり、越谷市景観条例に係る資料は提出されていない。「越谷市景観条例(資料 1 7)の中にあるエリアであり、」については、正しくは、「越谷市景観条例に基づき策定された越谷市景観計画により指定された越谷レイクタウン特定地区であり、」であると思われる。

(7) 第 7 の 1 (1)は誤字を除き認める。

- 第7の1(2)から(4)までは認否しない。
- (8) 第8の1は地方自治法の条文を引用する限りにおいて認める。
第8の1(2)は否認ないし争う。
第8の2及び3は否認ないし争う。
第8の4のうち、「令和元年7月…挙げられている。」は認め、その余は否認ないし争う。
第8の8(1)は認否しない。
第8の8(2)は認める。
第8の9のうち、2文目及び3文目は否認ないし争い、その余は特段争わない。
- (9) 第9の1及び2は認否しない。
第9の3は否認ないし争う。
第9の4及び6は否認ないし争う。なお、「便せん供与」は、これまでの文章から推察するに「便宜供与」と思われる。
第9の7は特段争わない。
第9の8(1)のうち、「同場所へ車で訪問した高齢住民が、公共駐車場にトレーラーが占有する事によって、駐車出来ない事もある。」は不知、その余は認める。
第9の8(2)は否認ないし争う。
- (10) 第10の1のうち、「使用目的として…挙げられている。」は誤字を除き認め、その余は否認ないし争う。
第10の2は否認ないし争う。

3 越谷市長の主張 (監査結果本文に掲載)

4 証拠書類 (監査結果本文に掲載)